

ホームページ公開用

令和2年第1回

臨時会議事録

開会：令和2年7月14日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会議事録

1. 令和2年7月14日（火） 午後4時00分

1. 南房総市役所別館1 1階大会議室

1. 出席議員 7名

1番 石井信重	2番 榎本祐三
4番 庄司朋代	5番 青木正孝
6番 飯田彰一	7番 青木悦子
8番 小藤田一幸	

1. 欠席議員 1名

3番 平松健治

1. 出席説明員

理 事 長	金丸謙一	副 理 事 長	亀田郁夫
理 事	石井裕	理 事	白石治和
会 計 管 理 者	杉田和義	消 防 長	佐久間初日
消 防 本 部 次 長	根本弘	消防本部総務課長	里見成司
消防本部警防課長	笹子幸男	消防本部予防課長	松下茂
消防本部総務課長補佐	須藤和英	事 務 局 長	繁田正彦
事務局庶務係長	森正治	事務局主幹兼企画事業 係長事務取扱	平松哲也

1. 出席事務局職員

議 会 書 記 長 鈴木一範 書 記 佐野葉子

1. 議事日程

令和2年7月14日 午後4時00分 開議

日程第1 議席の指定

日程第2 議長の選挙

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 議案第6号 財産の取得について

日程第6 議案第7号 財産の取得について

日程第7 議案第8号 財産の取得について

日程第8 議案第9号 工事請負契約の締結について

日程第9 議案第10号 令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

閉会 午後4時32分

副議長（青木悦子君）

それでは、改めまして副議長の青木でございます。現在、当組合議会の議長が不在となっておりますので、議長が選出されるまでの間、私が議長の職務を行います。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

開会宣言

副議長（青木悦子君）

本日、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、平松健治議員から体調不良のため欠席する旨、届出がありました。

本日の出席議員7名。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。よって、令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。ただちに会議を開きます。

日程の決定

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりといたします。

議案の配付

議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

日程第1 議席の指定

日程第1「議席の指定」を行います。組合規約第6条第2項の規定により、鴨川市議会選出により新たに組合議員となられました平松健治さんを3番に、庄司朋代さんを4番に、また南房総市議会選出により新たに組合議員となられました青木正孝さんを5番に、飯田彰一さんを6番に、それぞれ指定いたします。この際、新たに組合議員となられました方々をご紹介します。

ご挨拶の方もよろしく願いいたします。

庄司朋代さん。

庄司朋代君

はい。議長を務めていた折にもお世話になりましたけれども、引き続き議員として参加をさせていただくことになりました鴨川市議会選出の庄司朋代でございます。どうぞよろしく願いいたします。

副議長（青木悦子君）

青木正孝さん。

青木正孝君

はい。これからお世話になります。南房総市選出の青木正孝です。よろしく願いいたします。

副議長（青木悦子君）

飯田彰一さん。

飯田彰一君

はい。引き続きお世話になります。南房総市選出の飯田です。よろしくどうぞお願いいたします。

副議長（青木悦子君）

よろしく願いいたします。平松健治さんは本日、欠席でございます。以上で紹介を終わります。

## 日程第2 議長の選挙

日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定しました。

これより指名いたします。議長に青木正孝さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、副議長において指名いたしました青木正孝さんを、議長の当選人と定めますことにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、青木正孝さんが議長に当選されました。

ただ今当選されました青木正孝さんが議長におられますので、本席より告知いたします。新議長、青木正孝さん、ご挨拶をお願いいたします。

議長（青木正孝君）

はい。一言、ご挨拶を申し上げます。ただ今、皆様からのご推薦と、ご支持を賜りまして、ありがとうございます。議長職という大変光栄な職に仕りまして、身の引き締まる思いでございます。ありがとうございます。

組合議会発展のために、一生懸命、頑張ります。皆様のご支援とご指導、ご協力を重ねてお願い申し上げます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。（一同、拍手）

副議長（青木悦子君）

ありがとうございました。それでは、青木正孝議長、議長席にお着き願います。議事進行へのご協力、ありがとうございました。

(議長交代)

議長（青木正孝君）

それでは会議を続けます。

出席説明員の報告

本臨時会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対して、お手元に配付のとおり出席報告がございましたので、ご了承願います。

諸般の報告

この際、諸般の報告を行います。監査委員から「令和元年度一般会計の2月分、3月分と出納整理期間分」及び「令和2年度一般会計の4月分、5月分」に関する出納検査結果の報告と、理事長から「令和元年度安房郡市広域市町村圏事務組一般会計予算繰越明許費繰越計算書」及び「専決処分」の報告がされております。

お手元に配付の書類により、ご了承願います。

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。8番、小藤田一幸君。

小藤田一幸君

はい。

議長（青木正孝君）

4番、庄司朋代君。

庄司朋代君

はい。

#### 日程第4 会期の決定

議長（青木正孝君）

日程第4「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日と決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### 提案理由の説明

この際、本臨時会の招集につき、理事長より提案理由の説明を求めます。

理事長。

理事長（金丸謙一君）

はい。まずは令和2年7月豪雨におきまして、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしたいと思います。そして、大変な災害で、今現在そのご渦中にある多くの方々に対し、心よりお見舞いを申しあげたいと思います。

本日は、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日ここに、令和2年組合議会第1回臨時会を招集し、当面する諸案件についてご審議をお願いすることとしましたが、議員の皆様方には、ご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。まずもって、この度、新たに組合議員となられました方々には、よろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます。また、ただ今組合議会の議長に当選されました青木正孝議長には、心からお祝いを申し上げます。

さて、本日の臨時議会に提案する案件は、一般議案4件及び補正予算1件の合わせて5件です。以下、その概要について説明します。

初めに、議案第6号「財産の取得について」ですが、鋸南分署の水槽付消防ポンプ自動車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

次に、議案第7号「財産の取得について」ですが、鋸南分署の災害対応特殊救急自動車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による、議会の議決を求めようとするものです。

次に、議案第8号「財産の取得について」ですが、館山消防署の救助工作車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

次に、議案第9号「工事請負契約の締結について」ですが、天津小湊分遣所建設工事請負契約について、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定による随意契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

次に、議案第10号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）」ですが、千倉分署建設事業について、繰越明許費を設定しようとするものです。

以上が各議案の提案の理由です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（青木正孝君）

以上で提案理由の説明を終わります。

#### 日程第5 議案第6号 財産の取得について

日程第5、議案第6号「財産の取得について」を議題といたします。内容の説明を求めます。消防長。

消防長（佐久間初日君）

はい、消防長。議案第6号についてご説明いたします。議案は白色の表紙1番「第1回臨時会議案」の1ページとなります。また、黄色の表紙2番「第1回臨時会議案説明資料」の1ページから3ページを併せてご覧ください。

議案第6号「財産の取得について」でございますが、鋸南分署に配備している水槽付消防ポンプ自動車を年次計画により更新しようとするものでございます。

水槽付消防ポンプ自動車購入につきまして、制限付一般競争入札を5月27日に実施した結果、落札した「東京都墨田区菊川一丁目13番14号 株式会社野口ポンプ製作所 代表取締役 野口和秀」から、取得価格5,923万5千円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議長（青木正孝君）

ご苦労さまです。以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

榎本祐三君

はい、2番。

議長（青木正孝君）

はい、どうぞ。

榎本祐三君

金額的に6,000万円に近いもの、金額的に6,000万円に近い自動車ですので、質問をさせていただきます。この消防ポンプ自動車については、耐用年数で更新していくんだと思いますが、普通の自動車、キロ数で、キロ数とかで更新しますけれども、消防自動車の場合は耐用年数、いわゆる年数が経ったら更新するというところでよろしいですか。それで、この場合は、もしそうであるならば、水槽付消防ポンプ自動車というのは何年ぐらいの更新期間なのか。以上です。

議長（青木正孝君）

はい、消防長。

消防長（佐久間初日君）

消防ポンプ自動車につきましては、経過年数で更新時期を決めておりまして、経過年数20年を目安としてございます。構成市町の消防車の更新年、更新経過年数、あるいは近隣消防本部との経過年数も含めまして、20年ということで更新しております。以上でございます。

議長（青木正孝君）

よろしいですか。はい、どうぞ。

榎本祐三君

経過年数ということでわかりました。ということは、また極端な話をすれば、ほとんど使われなかったけれども、20年経ったら更新しているということでもよろしいですか。

消防長（佐久間初日君）

はい、消防長。

議長（青木正孝君）

消防長。

消防長（佐久間初日君）

着座で失礼いたします。ほとんど使われなくなったというよりも、20年を経過しますと、車両、エンジン自体は整備してまだまだ持つところもございますが、ポンプにつきましてはこの部品を調達したりするのに20年だとなかなかそう物もなくなってくるということと、ポンプ自体も故障が多いと

いうことで、20年ということを決めているということでございます。以上でございます。

榎本祐三君

わかりました。

議長（青木正孝君）

よろしいですか。他にご質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第6 議案第7号 財産の取得について

日程第6、議案第7号「財産の取得について」を議題といたします。内容の説明を求めます。消防長。

消防長（佐久間初日君）

はい、消防長。議案第7号についてご説明いたします。議案は白色の表紙1番「第1回臨時会議案」の2ページとなります。また、黄色の表紙2番「第1回臨時会議案説明資料」の4ページから7ページを併せてご覧ください。

議案第7号「財産の取得について」でございますが、鋸南分署に配備している災害対応特殊救急自動車を年次計画により、更新しようとするものでございます。

災害対応特殊救急自動車購入につきまして、制限付一般競争入札を5月27日に実施した結果、落札した「千葉県千葉市中央区本千葉町9番21号千葉日産自動車株式会社 代表取締役 清宮達男」から、取得価格3,432万円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議長（青木正孝君）

はい、ご苦労さま。以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。どうぞ。

榎本祐三君

これも同じなんですけれども、これも耐用年数でやっておられると思うんですけれども、何年が耐用年数になっていますか。

消防長（佐久間初日君）

はい、消防長。

議長（青木正孝君）

消防長。

消防長（佐久間初日君）

救急車につきましては、経過年数8年、走行距離につきまして25万キロ以上というのを目安に更新してございます。以上です。

榎本祐三君

はい。

議長（青木正孝君）

はい、どうぞ。

榎本祐三君

経過年数8年と走行距離25万キロということですね。

消防長（佐久間初日君）

はい。

榎本祐三君

それで更新しているということですね。

消防長（佐久間初日君）

はい、消防長。

議長（青木正孝君）

はい、消防長。

消防長（佐久間初日君）

それを基準に更新してございます。

榎本祐三君

はい、わかりました。終わります。

議長（青木正孝君）

他に質疑ございませんか。

はい、庄司君。

庄司朋代君

ただ今の榎本議員の質問に関連するんですが、この場合、どちらがオーバーになったような、年数なり距離なりというお話でしたので、今回の場合は

どちらがなのか、あるいは両方なのかというあたりを教えてくださいたいのが一点と、あともう一つ、災害対応特殊救急自動車ということですので、一般的な救急車と違いを確認したいので教えてくださいたいと思います。

消防長（佐久間初日君）

はい、消防長。

議長（青木正孝君）

消防長。

消防長（佐久間初日君）

一点目のご質問につきましては、今、7台、安房管内に配備されておるんですが、配備されている場所によりまして年間の走行距離も違います。また、出動件数も違ってきます。

そこで例を挙げますと館山消防署につきましては、救急件数が多いので、25万キロに達するのが3年から4年で達してしまうということで、25万キロになった時点で更新をさせていただいております。また距離が25万キロにいかなくても、8年経過したときには、積載品の更新とかの関係もございまして、その点で更新しているところでございます。

二点目のご質問ですが、災害対応特殊救急自動車につきましては、国が行う、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付要綱の要件に合わせて、国からの補助金をいただいて更新している車両ですので、呼び名はそうになっておりますが、高規格救急車と基準は変わって、構造だとか設備については変わってはございません。国の方で緊急消防援助隊のほうの要請があった場合には出動する車両ということで、登録車両になっております。

以上でございます。

議長（青木正孝君）

はい、庄司君。

庄司朋代君

ありがとうございました。今、7台配備のお話を伺ったんですが、新しい新車両を購入するということで、古くなってきたものの処分についての取り扱いを確認させてください。

議長（青木正孝君）

はい、消防長。

消防長（佐久間初日君）

消防車につきましても救急車につきましても、更新して古くなったものについては、配備してある消防車、救急車を整備だとか車検のときに、代わりに使う消防車、救急車ということで、非常用ということで配備することになっております。現在、使っている、配備してある救急車、消防車は非常用な

でございますが、それが今度、昨年から行っているインターネットオークション等で考えているところでございます。以上でございます。

庄司朋代君

ありがとうございました。

議長（青木正孝君）

他に質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第7 議案第8号 財産の取得について

日程第7、議案第8号「財産の取得について」を議題といたします。内容の説明を求めます。消防長。

消防長（佐久間初日君）

はい、消防長。議案第8号についてご説明いたします。議案は白色の表紙1番「第1回臨時会議案」の3ページとなります。また、黄色の表紙2番「第1回臨時会議案説明資料」の8ページから10ページを併せてご覧ください。

議案第8号「財産の取得について」でございますが、館山消防署に配備している救助工作車を年次計画により、更新しようとするものでございます。救助工作車購入につきまして、制限付一般競争入札を5月27日に実施した結果、落札した「東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司」から、取得価格1億4,905万円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議長（青木正孝君）

はい、ご苦労さまです。以上で内容説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

榎本祐三君

はい。

議長（青木正孝君）

はい、榎本君。

榎本祐三君

この工作車ですが、館山消防署に置くということで、安房広域にはこの1台だけですか。

消防長（佐久間初日君）

はい、消防長。

議長（青木正孝君）

消防長。

消防長（佐久間初日君）

救助工作車の配備につきましては、今回更新します救助工作車は館山消防署と、現在配備してあります鴨川消防署に1台、合計2台でございます。以上です。

榎本祐三君

了解しました。

議長（青木正孝君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第9号 工事請負契約の締結について

日程第8、議案第9号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。内容の説明を求めます。消防長。

消防長（佐久間初日君）

はい、消防長。議案第9号についてご説明いたします。議案は白色の表紙1番「第1回臨時会議案」の4ページとなります。また、黄色の表紙2番「第1回臨時会議案説明資料」の11ページから12ページを併せてご覧ください。

議案第9号「工事請負契約の締結について」でございますが、天津小湊分遣所建設工事につきまして、6月26日に制限付一般競争入札を実施したところ、予定価格に達しなかったため、最低価格を提示した者に対し見積徴取を行った結果、予定価格と最低制限価格の範囲内であった「千葉県館山市亀ヶ原682番地の3 白幡興業株式会社 代表取締役 白幡 賢」と契約の金額1億9,239万円で、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定による随意契約の締結をしようとするものでございます。

工事の内容につきましては、建築工事、電気設備工事、機械工事、外構工事などで、工期は令和3年3月10日まででございます。

本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議長（青木正孝君）

ご苦労さま。以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第10号 令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

日程第9、議案第10号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一

般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。内容の説明を求めます。  
事務局長。

事務局長（繁田正彦君）

はい、事務局長。議案第10号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第1号」についてご説明いたします。資料は、白い表紙、1番の「議案」の5ページから6ページ、黄色の表紙、2番の「議案説明資料」の13ページになります。

今回の補正予算は、繰越明許費について、補正を行おうとするものでございます。内容でございますが、千倉分署建設事業については、新型コロナウイルス感染症への対応や昨年の台風被害による影響の長期化等を考慮し、入札時期を当初予定していた第1四半期から第2四半期へ変更することといたしました。それに伴い、今年度内に完了しない見込みとなりましたことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（青木正孝君）

はい、ご苦労さまです。以上で内容説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

ありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会宣言

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまです。

午後4時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

安房郡市広域市町村圏事務組合

議会議長

議会議員

議会議員